2026年11月18日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまが保有されている「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」は、ファンドの受益権の総口数が投資信託約款に定める所定の口数を下回っている状況が続いていることから、2027年2月17日（水）をもって繰上償還（信託の終了）を行うことを予定しております。

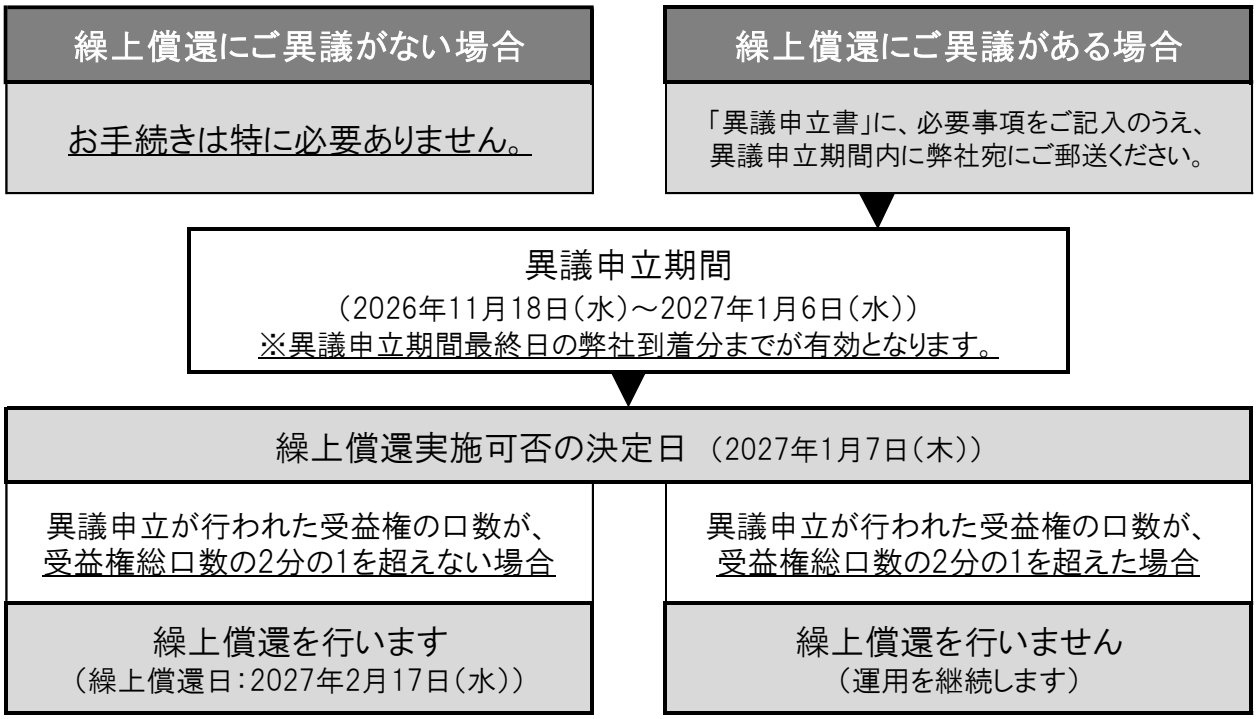
繰上償還についてご異議のある方は、下記の手続きに沿って、同封の「異議申立書」によりその旨をお申し出ください。なお、ご異議のない方は、お手続きは特に必要ありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

＜異議申立手続きと繰上償還決定の流れ＞



繰上償還に関するQ＆A

Q1. なぜ繰上償還を行うのですか？

A1. 当ファンドは、受益権の総口数が投資信託約款に定める所定の口数（30億口）を下回っている状況が続いております。今後の大幅な増加は見込み難く、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還を選択することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

Q2. 何か手続きが必要ですか？

A2. 繰上償還にご異議のない方は、お手続きは特にありません。

ご異議のある方は、同封の「異議申立書」に必要事項をご記入のうえ、異議申立期間（2026年11月18日（水）～2027年1月6日（水））内に弊社宛にご郵送ください。異議申立期間最終日までの弊社到着分が有効となります。

なお、返送用封筒や郵送費は受益者さまのご負担となります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【宛先】
〒105-7320 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号 東京汐留ビルディング
三菱UFJアセットマネジメント株式会社 商品マーケティング企画部 繰上償還担当宛

Q3. 繰上償還の結果はどのように知ることができますか？

A3. 2027年1月7日（木）に弊社ホームページ（https://www.am.mufg.jp/）にて公表いたします。異議申立が行われた受益権の口数が基準日（2026年11月18日）時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。繰上償還を行わないこととなった場合には、その旨を弊社ホームページで公告し、受益者のみなさまには販売会社を通じてお知らせいたします。

Q4. 繰上償還が決まった場合、何か注意すべきことはありますか？

A4. 繰上償還が決まった場合は、繰上償還日に向けて組入資産を売却し資金化を図ってまいりますので、基準価額は徐々に投資対象資産の値動きを反映しなくなります。

繰上償還の決定後も、ファンドの換金は引き続き可能ですが、換金の申込受付最終日は2027年2月15日（月）となります（販売会社によっては換金の申込受付最終日より前に受付を中止する場合があります。）。償還日まで保有された場合には、償還日の基準価額（償還価額）で、販売会社から償還金が支払われることとなります。

Q5. 買取請求とは何ですか？

A5. 繰上償還が決定した場合、異議申立を行った受益者は、受託会社（ファンドの財産の保管・管理等を行う信託銀行）に対して、受益権の買取を請求することができます。

買取請求は通常の換金手続き（販売会社での解約）とは手続きが異なり、通常の解約に比べて買取代金のお支払いまでに日数を要する可能性があります。また振込手数料および買取

計算書の郵送費用も差し引かれますので、あらかじめご了承ください。
買取請求は異議申立を行った受益者さまのみを対象とし、手続き方法については異議申立を行った受益者さまに郵送でお知らせいたします。

Q6. 異議申立を行った場合、必ず買取請求を行わなければならないのですか？

A6. 必ずしも買取請求を行わなければならないわけではありません。繰上償還まで保有して償還金でお受け取りになることも、販売会社で通常の解約をされることも可能です。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先
三菱UFJアセットマネジメント株式会社　お客さま専用フリーダイヤル　0120-548066
【受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）】
お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。